

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人

広島県環境保健協会

理事長 佐藤 均

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番5号

TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所		農協沖浦支所		採水年月日時		平成29年11月15日 13時30分		天候		[前日] 晴 [当日] 晴	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 15.8℃ [水温] 17.0℃		採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		井手岡 謙治		受付日		平成29年11月15日	
受付日		平成29年11月15日		検査期間		平成29年11月15日～平成29年11月24日		検査項目		単位	
検査項目		単位		検査結果		基準値等		検査項目		単位	
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0198	0.1以下	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.03以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0058	0.03以下	ブロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	—	検出されないこと	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.016	0.2以下	鉄及びその化合物	mg/L	—	0.3以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	六価クロム化合物	mg/L	—	0.05以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	10以下	フッ素及びその化合物	mg/L	—	0.8以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	—	300以下	ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
六価クロム化合物	mg/L	—	0.05以下	蒸発残留物	mg/L	—	500以下	四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2以下	1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	ジェオスミン	mg/L	—	0.00001以下	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	10以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.00001以下	ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下
フッ素及びその化合物	mg/L	—	0.8以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下	テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	フェノール類	mg/L	—	0.005以下	トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下	ベンゼン	mg/L	—	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下	塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下	味	—	異味なし	異常でないこと	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下	臭気	—	異臭なし	異常でないこと	クロロホルム	mg/L	0.012	0.06以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	色度	度	0.5 未満	5以下	ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	濁度	度	0.1 未満	2以下	ジブromクロロメタン	mg/L	0.0019	0.1以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01以下	残留塩素	mg/L	0.30	—	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	—	—	判	定 上記検査項目については、水質基準に適合する。		
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志						
クロロホルム	mg/L	0.012	0.06以下								
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下								
ジブromクロロメタン	mg/L	0.0019	0.1以下								
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下								

1. 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。


2. 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番5号
 TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所		矢弓ポンプ所		天候		[前日] 晴 [当日] 晴	
採水年月日時		平成29年11月15日 10時40分		採水時の温度		[気温] 14.4℃ [水温] 17.5℃	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		井手岡 謙治	
受付日		平成29年11月15日		検査期間		平成29年11月15日～平成29年11月24日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0209	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	—	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.0067	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	—	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	—	0.05以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	—	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	—	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.37	10以下	塩化物イオン	mg/L	8.0	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	—	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	—	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	—	500以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	—	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	フェノール類	mg/L	—	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01以下	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	味	—	異味なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異臭なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.012	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブromocyclohexane	mg/L	0.0021	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.35	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	—	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志						



1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
 2.残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL. (082)293-1514 (直通)
 

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所		大崎上島町役場		天候		[前日] 晴	[当日] 晴
採水年月日時		平成29年11月15日 10時25分		採水時の温度		[気温] 17.0℃	[水温] 17.1℃
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者名		井手岡 謙治	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		検査期間		平成29年11月15日～平成29年11月24日	
受付日		平成29年11月15日		検査項目		単位	検査結果
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0221	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100ml	---	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.0067	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.05以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアニ化物イオン及び 塩化シアニ	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	0.37	10以下	塩化物イオン	mg/L	8.0	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	---	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	味	—	異味なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異臭なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.013	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブromクロロメタン	mg/L	0.0023	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.35	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志						


1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
 2.残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所				天候			
天満回漕店				[前日] 晴 [当日] 晴			
採水年月日時		平成29年11月15日 14時00分		採水時の温度		[気温] 16.4℃ [水温] 17.6℃	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者名			
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		井手岡 謙治			
受付日				検査期間			
平成29年11月15日				平成29年11月15日～平成29年11月24日			
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0195	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	—	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0063	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.018	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	—	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	—	0.05以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	—	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	—	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.37	10以下	塩化物イオン	mg/L	8.0	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	—	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	—	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	—	500以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	—	0.0001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	フェノール類	mg/L	—	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01以下	pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.10	0.6以下	味	—	異味なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異臭なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.011	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.0021	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.45	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	—	—
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志						



1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
 2.残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 博
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL (082) 293-1514 (直通)
 

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	垂水老人集会所		
採水年月日時	平成29年11月15日 9時55分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 15.3℃ [水温] 18.4℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.36	10以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下
塩化物イオン	mg/L	7.9	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異味なし	異常でないこと
臭気	—	異臭なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.35	—
—以下余白—			
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人

広島県環境保健協会

理事長 佐藤

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL (082)293-1514 (直通)



業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	山尻公園		
採水年月日時	平成29年11月15日 11時15分	天候	[前日]晴 [当日]晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 13.0℃ [水温] 18.0℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	10以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下
塩化物イオン	mg/L	8.0	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異味なし	異常でないこと
臭気	—	異臭なし	異常でないこと
色度	度	0.6	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.20	—
—以下余白—			
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法

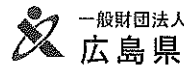
- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人

広島県環境保健協会

理事長 佐藤

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL (082) 293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	瀬井集会所		
採水年月日時	平成29年11月15日 12時15分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 16.0℃ [水温] 17.5℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
	検査項目	単位	検査結果 基準値等
	一般細菌	個/mL	0 100以下
	大腸菌	—	陰性 検出されないこと
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38 10以下
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.020 0.2以下
	塩化物イオン	mg/L	7.8 200以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6 3以下
	pH値	—	7.3 5.8以上8.6以下
	味	—	異味なし 異常でないこと
	臭気	—	異臭なし 異常でないこと
	色度	度	0.5 未満 5以下
	濁度	度	0.1 未満 2以下
	残留塩素	mg/L	0.30 —
	—以下余白—		
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会

理事長 佐藤 均

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番9号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	大崎上島町役場 大崎支所		
採水年月日時	平成29年11月15日 11時35分	天候	[前日]晴 [当日]晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 15.8℃ [水温] 18.1℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.39	10以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.020	0.2以下
塩化物イオン	mg/L	7.8	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異味なし	異常でないこと
臭気	—	異臭なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.30	—
—以下余白—			
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法



- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番9号
 TEL (082) 293-1514 (直通)
 

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	長島霊園		
採水年月日時	平成29年11月15日 11時55分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 15.5℃ [水温] 17.8℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	10以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.021	0.2以下
塩化物イオン	mg/L	7.8	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異味なし	異常でないこと
臭気	—	異臭なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.30	—
—以下余白—			
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法


- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 博
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所	小原老人集会所		
採水年月日時	平成29年11月15日 10時10分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 15.0℃ [水温] 14.7℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	井手岡 謙治
受付日	平成29年11月15日	検査期間	平成29年11月15日～平成29年11月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.39	10以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.016	0.2以下
塩化物イオン	mg/L	7.9	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異味なし	異常でないこと
臭気	—	異臭なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.40	—
—以下余白—			
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志		

検査方法


1. 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2. 残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所				大串・原田ポンプ所					
採水年月日時				平成29年11月15日 12時45分		天 候		[前日] 晴	[当日] 晴
水の名称及び種類				給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 14.8℃	[水温] 16.9℃
採水者所属				一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		井手岡 謙治	
受付日				平成29年11月15日		検査期間		平成29年11月15日～平成29年11月24日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等		
一般細菌	個/mL	---	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0220	0.1以下		
大腸菌	—	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.03以下		
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0068	0.03以下		
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下		
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下		
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下		
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下		
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下		
六価クロム化合物	mg/L	---	0.05以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下		
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下		
シアン化物イオン及び 塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下		
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	---	200以下		
フッ素及びその化合物	mg/L	---	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下		
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下		
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下		
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下		
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下		
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下		
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	---	3以下		
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	---	5.8以上8.6以下		
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	味	—	---	異常でないこと		
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	---	異常でないこと		
クロロホルム	mg/L	0.013	0.06以下	色度	度	---	5以下		
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下	濁度	度	---	2以下		
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.0021	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.35	—		
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—		
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。								
検査責任者	環境生活センター 次長 竹田 和志								



1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
 2.残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質検査成績書

大崎上島町長 様

広島県豊田郡大崎上島町
東野6625-1

水道法に基づく登録検査機関第62号


 一般財団法人
広島県環境保健協会
 理事長 佐藤 均
 〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
 TEL (082)293-1514 (直通)
 

業務名(工事名) 大崎上島町水道水質検査業務

採水場所		農協明石本所		天候		[前日] 晴	[当日] 晴
採水年月日時		平成29年11月15日 13時05分		採水時の温度		[気温] 15.5℃	[水温] 14.0℃
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		井手岡 謙治	
受付日		平成29年11月15日		検査期間		平成29年11月15日～平成29年11月24日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	---	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0228	0.1以下
大腸菌	—	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.0066	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.0001	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.003 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.017	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.05以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	---	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	---	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	---	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	---	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	味	—	---	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	---	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.014	0.06以下	色度	度	---	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下	濁度	度	---	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.0021	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.40	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウエルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—

判定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 次長 竹田 和志

- 1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 2.残留塩素は、「ジエチル-p-フェニレンジアミン法」によります。

水質基準項目・水質目標設定項目の検査方法と定量下限値・基準値等

	水質基準項目		水質目標設定項目			
	No.	検査項目	No.	検査項目		
水質基準項目	1	一般細菌	別表番号1 標準寒天培地法	定量下限値(mg/l) 0個/ml	基準値(mg/l) 100個/ml以下	
	2	大腸菌	別表番号2 特定酵素基質培地法	—	検出されないこと	
	3	カドミウム及びその化合物	別表番号6 ICP-MS法	0.0001	0.003以下	
	4	水銀及びその化合物	別表番号7 還元気化-原子吸光光度法	0.00005	0.0005以下	
	5	セレン及びその化合物		0.001	0.01以下	
	6	鉛及びその化合物	別表番号6 ICP-MS法	0.0005	0.01以下	
	7	ヒ素及びその化合物		0.001	0.01以下	
	8	六価クロム化合物		0.001	0.05以下	
	9	亜硝酸態窒素	別表番号13 イオンクロマトグラフ法	0.004	0.04以下	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表番号12 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法	0.001	0.01以下	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	別表番号13 イオンクロマトグラフ法	0.02	10以下	
	12	フッ素及びその化合物		0.05	0.8以下	
	13	ホウ素及びその化合物	別表番号6 ICP-MS法	0.02	1.0以下	
	14	四塩化炭素	別表番号14 PT-GC-MS法	0.0001	0.002以下	
	15	1,4-ジオキサン		0.001	0.05以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.0002	0.04以下	
	17	ジクロロメタン		0.0001	0.02以下	
	18	テトラクロロエチレン		0.0001	0.01以下	
	19	トリクロロエチレン		0.0001	0.01以下	
	20	ベンゼン		0.0001	0.01以下	
	21	塩素酸		別表番号16の2 イオンクロマトグラフ法	0.05	0.6以下
	22	クロロ酢酸		別表番号17の2 液体クロマトグラフ質量装置による一斉分析法	0.002	0.02以下
	23	クロロホルム		別表番号14 PT-GC-MS法	0.0001	0.06以下
	24	ジクロロ酢酸	別表番号17の2 液体クロマトグラフ質量装置による一斉分析法	0.002	0.03以下	
	25	ジブロモクロロメタン	別表番号14 PT-GC-MS法	0.0001	0.1以下	
	26	臭素酸	別表番号18 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法	0.001	0.01以下	
	27	総トリハロメタン	別表番号14 PT-GC-MS法	0.0001	0.1以下	
	28	トリクロロ酢酸	別表番号17の2 液体クロマトグラフ質量装置による一斉分析法	0.002	0.03以下	
	29	ブロモジクロロメタン	別表番号14 PT-GC-MS法	0.0001	0.03以下	
	30	ブロモホルム		0.0001	0.09以下	
	31	ホルムアルデヒド		別表番号19の2 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法	0.003	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	別表番号6 ICP-MS法	0.001	1.0以下	
	33	アルミニウム及びその化合物		0.001	0.2以下	
	34	鉄及びその化合物		0.01	0.3以下	
	35	銅及びその化合物		0.001	1.0以下	
	36	ナトリウム及びその化合物		別表番号20 イオンクロマトグラフ法	0.1	200以下
	37	マンガン及びその化合物	別表番号6 ICP-MS法	0.001	0.05以下	
	38	塩化物イオン	別表番号13 イオンクロマトグラフ法	0.2	200以下	
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	別表番号22 滴定法	0.5	300以下	
	40	蒸発残留物	別表番号23 重量法	1	500以下	
	41	陰イオン界面活性剤	別表番号24 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	0.02	0.2以下	
	42	ジェオスミン	別表番号27の2 固相マイクロ抽出-GC-MS法	0.00001	0.00001以下	
	43	2-メチルイソボルネオール		0.00001	0.00001以下	
	44	非イオン界面活性剤	別表番号28 固相抽出-吸光光度法	0.005	0.02以下	
	45	フェノール類	別表番号29 固相抽出-誘導体化-GC-MS法	0.0005	0.005以下	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	別表番号30 全有機炭素計測定法	0.2	3以下	
	47	pH値	別表番号31 ガラス電極法	測定間隔0.1	5.8以上8.6以下	
	48	味	別表番号33 官能法	—	異常でないこと	
	49	臭気	別表番号34 官能法	—	異常でないこと	
	50	色度	別表番号36 透過光測定法	0.5度	5度以下	
	51	濁度	別表番号41 積分球式光電光度法	0.1度	2度以下	
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	ICP-MS法	0.0001	0.02以下	
	2	ウラン及びその化合物		0.00001	0.002以下	
	3	ニッケル及びその化合物		0.001	0.02以下	
	5	1,2-ジクロロエタン	PT-GC-MS法	0.0001	0.004以下	
	8	トルエン		0.0001	0.4以下	
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	溶媒抽出-GC-MS法	0.006	0.08以下	
	10	亜塩素酸	イオンクロマトグラフ法	0.05	0.6以下	
	12	二酸化塩素		0.05	0.6以下	
	13	ジクロロアセトニトリル	溶媒抽出-GC-MS法	0.001	0.01以下	
	14	抱水クロラール		0.001	0.02以下	
	15	農薬類	各農薬ごとに定められた方法による	農薬毎に設定	検出値と目標値の比の和として、1以下	
	16	残留塩素	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	0.05	1以下	
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目と同じ	0.5	10以上100以下	
	18	マンガン及びその化合物	滴定法	0.001	0.01以下	
19	遊離炭酸	0.5		20以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	PT-GC-MS法	0.0001	0.3以下		
21	メチルセブチルエーテル(MTBE)		0.0001	0.02以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	0.2	3以下		
23	臭気強度(TON)	官能法	—	3以下		
24	蒸発残留物	水質基準項目と同じ	1	30以上200以下		
25	濁度		0.1度	1度以下		
26	pH値		測定間隔0.1	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	計算法	—	-1程度以上とし、極力0に近づける		
28	従属栄養細菌	R2A寒天培地法	0	2000個/ml以下		
29	1,1-ジクロロエチレン	PT-GC-MS法	0.0001	0.1以下		
30	アルミニウム及びその化合物	水質基準項目と同じ	0.001	0.1以下		

* 水質管理目標設定項目のNo.4, No.6, No.7, No.11は、欠番

* 検査方法の欄の別表番号とは、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)の別表番号を示しています。

(H29.5.1)